

## 生活交通路線確保維持地域計画書の記載要領 (広域生活交通路線等)

### <記載要領>

- ・ 共通事項
- ・ 表(1)～表(5)
- ・ 生活交通路線維持対策事業(広域生活交通路線)に係る収支改善計画報告表

令和6年4月

北海道総合政策部交通政策局交通企画課

# 生活交通路線確保維持地域計画書（広域生活交通路線等） （R6～R8）の記載要領

## 【共通事項】

令和6年9月30日現在の系統の状況を記載すること。

- 表(1)～表(5)の提出については、当課で作成した様式（エクセルファイル）を使用するとともに、
  - ①数値記入欄は「半角数字」、その他は「文字」入力する。
  - ②セルの拡大については、行の高さのみで調整する。  
(セルの結合、列幅の変更等不可)
  - ③リンクの貼り付け、計算式の削除や変更はしない。
- 令和7年度・令和8年度分についても、系統の新設・廃止や事業計画の変更が予定されている場合には、当該内容を踏まえて記入する。
- 運行系統の掲載順については、R5計画〔全道版〕のR6分に掲載している順に記載し、今年度新たに掲載する系統は最後に記載する。
- 表(1)において、※印の項目については、様式に計算式を入力済。
- 地域協議会での協議資料を作成する際は、表(1)の様式中の網掛けされた項目を隠して印刷する。(列を選択し、「表示しない」を選択)

### 【注意事項】

確保維持計画のR6分表(1)の「系統名」「起点」「終点」「キロ程」については、R6補助金交付申請書における表記と完全に同一であることが必要となるので、確保維持計画策定時に十分に確認すること。

また、確保維持計画策定後、計画の初年度の補助期間中に、「系統名」「起点」「終点」「キロ程」に変更がある場合又は新規系統追加の場合は、計画変更が必要となるので、「生活交通路線確保維持地域計画変更届出書」を提出する。

※運行回数変更の場合は、事前説明書において対応することとする。

## 表(1) 広域生活交通路線の概要

- (1) 年度欄**  
補助を受けようとする会計年度を記載する。
- (2) 番号欄**  
総合振興局・振興局ごとに1から順に通し番号とする。
- (3) 系統名欄**  
運行系統ごとに名称を記載する。  
同一名称の運行系統がある場合は、〇〇線①、②・・・や枝番号、記号などを付して、別の運行系統であることが区別できるようにする。  
(注) 昨年策定した計画に掲載したものと同一の運行系統については、系統名は特別な事情がない限り、同じ名称とする。
- (4) 起点・経由地・終点欄**  
当該系統の起点・経由地・終点の名称を記載する。
- (5) キロ程欄**  
当該系統に係るキロ程を記載する。(小数点第2位切捨て)  
(注) 往路と復路でキロ程が異なる場合は、平均を記載する。
- (6) 平均乗車密度欄**  
次の式により得られた数値を記載する。(小数点第2位切捨て)  
$$\frac{\text{運送収入(円)}}{\text{実車走行キロ(km)} \times \text{平均賃率(円)}}$$

(7) 運行回数欄

補助対象期間中の1日当たりの平均運行回数を記載する。(小数点第2位切捨て)  
なお、平日のみで1日運行回数を判定することを認める系統として、表(2)に掲載した系統(以下「表(2)掲載系統」という。)については、土日祝日を除いた平日1日当たりの平均運行回数を記載する。  
記載に当たっては、次の資料を参考とすること。

- ・平成13年5月25日付け「運行回数の取り扱いについて」
- ・「運行回数及び路線の運行実績の考え方について」

(8) ※ 輸送量欄

輸送量＝平均乗車密度×運行回数で得られた数値を記載する。  
なお、表(2)掲載系統に係る算定には、平日1日当たりの運行回数を適用する。

(9) 競合区間キロ程、※競合率欄

競合率50%以上及び輸送量が150人を超える場合のみ記載(小数点第2位切捨て)する。

競合系統数欄には、当該系統に競合する系統数を記載。

競合区間の輸送量について、競合区間の中に異なる輸送量の区間が複数含まれている場合は、「最小輸送量～最大輸送量」の形式で記載する。

(例 210.4～221.2)

(10) 実車走行キロ程欄

1年間の総走行キロ数について、推計値又は前年度の実績(小数点第2位切捨て)を記載する。

(11) 経常費用及び経常収益欄

推計額又は前年度の実績(単位：千円)を記載する。

(注) 経常費用は、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」により算出すること。  
また、推計額を記載した場合は、根拠とする資料等を添付すること。

(12) ※ 差額欄

差額＝経常費用－経常収益で得られた数値を記載する。

(13) ※ 補助対象経費上限(9/20)欄

補助対象経費の上限＝経常費用×9/20で得られた数値(単位：千円、小数点以下切捨て)を記載する。

令和6年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱第8条  
「補助対象経費の額は、補助対象経常経費の20分の9に相当する額を限度とする。(以下略)」

(14) ※ 競合区間のカット額欄

競合区間のカット額＝補助対象経費上限額×競合区間キロ程÷キロ程  
で得られた数値(単位：千円、小数点以下切捨て)を記載する。

(注) 競合率が50%以上及び輸送量が150人を超える競合区間が対象となる。

令和6年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱第7条第1号  
補助対象経費の額は、補助対象期間に係る補助対象経常費用から経常収益を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、各号による額とする。

(1) 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の広域生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものについては、次式により計算された額とする。

当該広域生活交通路線の補助対象経常費用から経常収益を減じた額 ×  
当該広域生活交通路線の総キロ程 － 競合区間に係るキロ程

──────────────────  
当該広域生活交通路線の総キロ程

記載に当たっては、次の資料を参考とすること。

「競合区間のある運行系統の補助対象経費について」

(参考) 競合カットの対象

自社の生活交通路線として認められるもの	○
他社の生活交通路線として認められるもの	○
79条登録による路線	×

※ 生活交通路線については、H13.5.1「生活交通路線の考え方（国土交通省の見解）」参照

(15) ※ 競合カット後の合計額欄

競合カット後の合計額＝補助対象経費上限（9/20）－競合区間のカット額で得られた数値（単位：千円）を記載する。

(注) 競合カットがない場合は、(13) 補助対象経費上限（9/20）欄と同額となる。

(16) ※ みなし運行回数査定額欄

みなし運行回数査定額＝競合カット後の合計額－（競合カット後の合計額×（輸送量÷5人：小数点以下切捨て）÷運行回数）  
で得られた数値（単位：千円、小数点以下切捨て）を記載する。

(注) 平均乗車密度が5人未満の場合に適用される。

令和6年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱第7条第2号

平均乗車密度が5人未満の広域生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(例) 平均乗車密度3.7人、運行回数4.3回、競合カット後の補助対象経費794千円の場合

$$\text{みなし運行回数} = \text{輸送量} \div 5.0人 = 3.7 \times 4.3 \div 5.0$$

$$= 3.182$$

$$\approx 3回（小数点以下切捨て）$$

$$\text{合計額} = 794千円 \times 3回 \div 4.3回 \approx 553千円（小数点以下切捨て）$$

(17) ※ 合計額欄

合計額＝補助対象経費の上限－（競合区間のカット額＋みなし運行回数査定額）  
で得られた数値（単位：千円）を記載する。

(注) みなし運行回数査定がない場合は、(15) 競合カット後の合計額欄と同額となる。

(18) バス事業者名欄

当該系統を運行するバス事業者名を記載する。

(19) 備考欄

① 当該系統の状況について記載する。

事 例	記入内容
R5以前に道補助対象路線として計画に掲載していた系統	R5道補助対象路線
R5以前に国庫補助路線として計画に掲載していた系統	R5国補助対象路線
R5生活交通路線確保維持計画に掲載した道補助対象系統同士を再編した場合	R5道補助対象再編
R5国庫補助系統と道補助対象系統を再編した場合	R5補助対象再編(国+道)
R5生活交通路線確保維持計画に道補助対象系統、市町村単独補助系統として掲載したものを再編した場合	R5補助対象再編(道+市)
新規路線 〔市町村単独補助路線等を再編した場合〕 → 運行開始年月日を記載する。	新規 (R5.10.1～) 新規再編 (R6.4.1～)

② 複数年単位で生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合は、「複〇年」と記載する。

(注) 「複数年単位～事業者を決定している場合」とは、例えば、その系統の関係市町村と特定の乗合バス事業者との間で、複数年単位の契約締結あるいはそれに類する合意などがあり、その合意等に基づいて系統を複数年単位で運行する事業者を決定しているような場合である。

このような契約などがなく、単にR4～R6年度の3カ年にわたり、バス事業者名欄に同一事業者名を記載している場合は記載不要である。

## (20) その他

欄外データについて次により入力する。

※補助額に影響するデータのため、必ず正確に入力すること。

### ①総合振興局・振興局名欄

当該系統に係る総合振興局・振興局名を記載し、複数の総合振興局・振興局にまたがる系統の場合は名称を並記する。

### ②局番号欄

空知1 石狩2 後志3 胆振4 日高5 渡島6 檜山7 上川8 留萌9  
宗谷10 オホーツク11 十勝12 釧路13 根室14 複数15

### ③複数同一市町村の別

複数市町村路線 → 複  
同一市町村内路線（過疎地域） → 過  
同一市町村内路線（その他地域） → 他

※複数市町村路線の判定にあたっては、次の規定に留意すること。

#### 令和6年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱第1条第14号ア

複数市町村にまたがる（この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする路線はこの限りでない。）路線（以下「複数市町村路線」という。）（以下略）

※同一市町村内路線（過疎地域）と同一市町村内路線（その他地域）の判定にあたっては、次の規定に留意すること。

#### 令和6年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱第1条第14号イ、ウ

##### ○過疎市町村内路線：

イ 同一市町村内を運行する路線のうち、過疎地域内を運行するもの（経路の一部が過疎地域内を運行するものを含む。）であって、次に掲げるアからウまでの要件をすべて満たすもの。（以下略）

##### ○その他市町村内路線：

「(3) 同一市町村路線のうち、過疎地域以外の地域内を運行するものであって、次に掲げるアからウまでの要件をすべて満たすもの。」（以下略）

(注) 複数同一市町村の別欄が「複」で、運行回数欄：3回以上、輸送量欄：15～150人の系統については、原則として、準中心市町村の指定可能な市町村を準中心市町村に指定する。

### ④関係市町村名欄

当該系統が通っている全関係市町村名を記載する。

平成13年3月31日以降の市町村合併後の同一市町村内路線であって、複数市町村路線として取り扱う系統については、合併後の市町村名の後に、括弧書きで合併前の全関係旧市町村名を記載する。

例：函館市（函館市、戸井町）

### ⑤事業者の別欄

黒字事業者 → 1

赤字事業者 → 2

### ⑥※ みなし運行回数欄

みなし運行回数＝輸送量÷5.0人（小数点以下切捨て）

### ⑦再編等の状況欄

(ア) 当該系統が、再編系統の場合は次により記入する。

再編前の系統が、R5年度計画のR6に掲載されている場合は、表の種別と番号を記入する。

例1 表(1)の11番「みずほ線」と同表12番「わかば線①」を再編した場合  
→ 広-11、広-12

例2 R5地域間幹線系統確保維持計画表1の32番「江差松前線」と、R4生活交通路線確保維持計画書表(1)の36番「小砂子線」と、地域間幹線系統確保維持計画及び生活交通路線確保維持計画に掲載されていない「上ノ国線①」を再編した場合

→地-32、広-36、上ノ国線①

(イ) 昨年策定の計画から、起点・経由地・終点・キロ程が変更となっている場合は、その理由・変更年月日等を記載する。

例：R4.12.1道路切り替え工事のため、キロ程変更46.6km→46.7km

⑧平日運行回数の適用

全期間で1日運行回数を判定する系統（本則適用系統） → 0  
 平日のみで1日運行回数を判定する系統（表(2)掲載系統） → 1

**表(2) 地域協議会が「1日当たり運行回数」を「平日1日当たりの運行回数」とすることを認めた広域生活交通路線の概要**

広域生活交通路線（道単補助対象系統）のうち、土曜・日曜祝日に輸送需要が少なく、減便しても生活交通の確保に支障がない系統であって、かつ、土曜・日曜祝日に減便を行った場合、路線区分毎の「1日当たり運行回数」の基準を満たさない系統についてのみ記載する。

〔路線区分毎の補助基準〕	(原則)	(緩和後)
・複数市町村内路線	: 1日2回以上	→平日1日2回以上
・一市町村内路線（過疎地域）	: 1日2回以上	→平日1日2回以上
・ " (その他地域)	: 1日3回以上	→平日1日3回以上

(1) 番号欄

当該系統に係る表(1)「広域生活交通路線の概要」の番号欄と同一の番号を記載する。

(2) 系統名欄

当該系統に係る表(1)「広域生活交通路線の概要」の系統名欄と同一の名称を記載する。

(3) 理由欄

生活交通の確保に支障がないと地域協議会が判断する理由を記載する。  
 (減便を行う曜日区分における輸送需要の状況、代替交通の確保状況 等)

(4) 運行回数欄

土曜・日曜祝日の区分毎に、補助対象期間中の1日当たりの平均運行回数を記載する。(小数点第2位切捨て)  
 記載に当たっては、次の資料を参考とすること。

- ・平成13年5月25日付け「運行回数の取り扱いについて」
- ・「運行回数及び路線の運行実績の考え方について」

※ 本様式に記載した系統については、表(1)「広域生活交通路線の概要」の運行回数欄に、土曜・日曜祝日を除いた平日1日当たりの平均運行回数を記載する。

**表(3) 市町村生活バス路線の概要**

(1) 年度欄

補助を受けようとする会計年度を記載する。

(2) 関係市町村名欄

当該系統の運行あるいは運行の委託を行っている市町村名を記載する。

(3) 系統名欄

運行系統ごとに各系統名を記載する。

同一名称の運行系統がある場合は、〇〇線①、②・・・や枝番号、記号などを付して、別系統であることを区別できるようにする。

(注) 昨年策定した計画に掲載したものと同一の運行系統については、系統名は特別な

事情がない限り、同じ名称とする。

- (4) **運行系統欄**  
左欄から順に、起点の地名、経由地名、終点の地名を記載する。
- (5) **道路運送法許可欄**  
当該系統が同法第79条登録による運行（市町村運営有償運送）の場合 →79条  
同法第4条第1号による運行（旧第21条運行）の場合 →4条
- (6) **自主・委託の別欄**  
市町村による自主運行の場合 →自主  
市町村がバス会社・タクシー会社等に運行を委託している場合 →委託
- (7) **委託先名欄**  
運行を委託している場合、委託先のバス会社・タクシー会社等の名称を記載する。
- (8) **廃止路線の概要欄**  
当該系統の廃止時の概要を記載する。  
(注) キロ程、乗車密度は、小数点第1位まで記載
- (9) **運行開始年月日欄**  
当該系統の自主運行又は委託運行を開始した日付を記載する。
- (10) **運行系統の概要欄**  
各項目とも推計額又は前年度の実績により記載する。
- ・ **系統キロ程**  
当該系統のキロ程（小数点第2位以下切捨て）を記載する。
  - ・ **年間運行日数**  
年間の運行日数（実績）を記載する。
  - ・ **年間有償輸送人員**  
年間の有償輸送人員を記載する。
  - ・ **年間総運行回数**  
年間の総運行回数を記載する。地域間幹線系統及び広域生活交道路線と異なり、片道運行を1回として計上することに注意。
  - ・ **平均輸送人員**  
$$\frac{\text{年間有償輸送人員}}{\text{片道運行回数} \times \text{年間運行日数}}$$
により小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出し記載する。  
(注) 循環路線は1周をもって片道とする。

計算例：

年間有償輸送人員2,283人、運行回数3.0回（往3回復3回）、  
年間運行日数365日の場合

$$\frac{2,283}{(3.0 \times 2) \times 365} = 1.04人 \approx 1.0人$$

- ・ **初乗り大人運賃（円）**  
初乗り大人運賃を記載する。
  - ・ **実車走行キロ程**  
1年間の総走行キロ数（小数点第2位以下切捨て）を記載する。
- (11) **運送費（経常費用）欄及び運送収入（経常収益）欄**  
推計額又は前年度の実績（単位：千円）を記載する。  
(注) 新たな要因により実績額と乖離する可能性がある場合は必ず推計額を記載し、その根拠となる資料等を添付する。  
(注) 運送費（経常費用）を系統ごとに算出していない場合は、按分等により算出する。

例：実車走行キロによる按分

$$\text{運送費} \times (\text{当該系統の実車走行キロ} \div \text{当該事業全体の实車走行キロ})$$

- (12) ※ **欠損額欄**  
欠損額＝運送費（経常費用）－運送収入（経常収益）
- (13) **補助対象経費限度額欄**  
補助対象経費限度額＝運送費（経常費用）×3/4で得られた数値（単位：千円、単位未満切捨て）を記載する。
- (14) **主な公共施設名欄**  
当該系統が結ぶ公共的施設（官公庁、公民館、学校、病院、駅、バスターミナル

等) の名称を記載する。

(15) **主な住宅地・集落名欄**

当該系統が結ぶ住宅地又は集落等の名称を記載する。

(16) **備考欄**

R5で市町村生活バスとして補助申請した系統 →R5補助対象  
 過去に補助申請した系統 →R〇補助対象  
 新規系統 →新規 (R5. 10～)

(17) **その他**

①欄外データ

a **総合振興局・振興局名欄**

当該系統に係る総合振興局・振興局名を記載し、複数の総合振興局・振興局にまたがる系統の場合は、名称を並記する。

b **局番号欄**

空知1 石狩2 後志3 胆振4 日高5 渡島6 檜山7 上川8 留萌9  
 宗谷10 オホーツク11 十勝12 釧路13 根室14 複数15

②事業者の変更

変更前の運行分と変更後の運行分について、それぞれ記載する。

例) R6. 4. 1に事業者が変更 (△△バス(株)→▲▲ハイヤー) となった場合

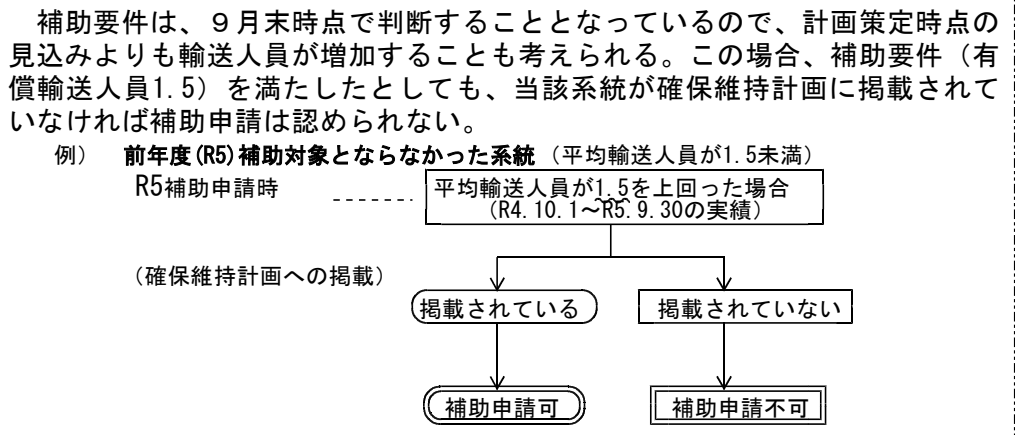
年度	関係市町村名	路線名	委託先名	備考
R6	〇〇町	××線	△△バス(株)	~R6. 3. 31 (R6. 4. 1事業者変更)
			▲▲ハイヤー	R6. 4. 1~ (R6. 4. 1事業者変更)

③補助申請書の記載内容との一致

補助申請時において、申請書の記載内容と確保維持計画書の記載内容が一致しない事例が散見されることから、確保維持計画書の作成にあたっては、起点・終点名欄、廃止路線の概要欄、運行開始年月日欄等について、市町村と十分調整の上、確保維持計画書と補助申請書の内容に相違がないよう留意する。

④掲載系統について

補助申請にあたっては、確保維持計画への掲載が前提となっていることから、前年度、平均輸送人員が要件に満たないために補助対象とならなかった系統や旧制度において補助対象であった系統についても、もれなく掲載する。





#### 表(4) 市町村単独補助路線の概要

市町村単独補助路線について記載する。

- (1) 年度欄  
補助を受けようとする会計年度を記載する。
- (2) 系統名欄  
系統ごとに名称を記載する。  
同一名称の系統がある場合は、〇〇線①、②・・・や枝番号、記号などを付して、別系統であることを区別できるようにする。  
(注) 昨年策定した計画に掲載したものと同一の運行系統については、系統名は特別な事情がない限り、同じ名称とする。
- (3) 起点・終点(経由地)欄  
左欄から順に、起点・経由地・終点の名称を記載する。
- (4) キロ程欄  
当該系統のキロ程(小数点第2位以下切捨て)を記載する。
- (5) 経常欠損欄  
推計額又は前年度(R4.10.1~R5.9.30)の実績(単位:千円)を記載する。
- (6) 補助見込額  
当該系統の運行費等に対し、関係市町村の補助見込額の合計を記載する。  
現時点で見込みが立たない場合は、推計額又は前年度の実績(単位:千円)を記載する。
- (7) バス事業者名欄  
当該系統を運行するバス事業者名を記載する。
- (8) 複数・同一市町村路線の別欄  
複数市町村にまたがる路線 → 複数  
同一市町村内の路線 → 同一
- (9) 過疎市町村・それ以外の別欄  
※同一市町村内の路線である場合は、次により記載する。  
過疎地域 → 過疎  
その他地域 → その他
- (10) 関係市町村名欄  
当該系統が通っている全関係市町村名を記載する。
- (11) 備考欄  
R5に市町村で単独補助した系統 → R5補助対象  
新規系統 → 新規(R5.10~)
- (12) その他  
欄外データの入力はおりの。
  - ① 総合振興局・振興局名欄  
当該系統に係る総合振興局・振興局を記載し、複数の総合振興局・振興局にまたがる路線の場合は名称を並記する。
  - ② 局番号欄  
空知1 石狩2 後志3 胆振4 日高5 渡島6 檜山7 上川8 留萌9  
宗谷10 オホーツク11 十勝12 釧路13 根室14 複数15

#### 表(5) 地域内フィーダー系統の概要

- (1) 年度欄  
補助を受けようとする会計年度を記載する(R7~R9)。
- (2) 系統名欄  
系統ごとに名称を記載する。同一名称の運行系統がある場合は、〇〇線①、②・・・や枝番号・記号などを付して、別系統であることを区別できるようにする。
- (3) 起点・終点(経由地)欄  
左欄から順に、起点・経由地・終点の名称を記載する。  
デマンド型の場合は、市町村策定の「地域内フィーダー系統確保維持計画」に掲載された発地・営業区域・着地の名称を記載する。
- (4) キロ程欄  
当該系統のキロ程(小数点第2位以下切捨て)を記載する。
- (5) 計画運行日数・計画運行回数欄

当該系統の計画運行日数・計画運行回数を記載する。

(6) 再編特例措置欄

地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受ける場合は「○」を記載する。

(7) 運行事業者名欄

当該系統を運行する事業者名を記載する。

(8) 接続する地域間幹線バス系統、鉄軌道駅、海港又は空港欄

当該系統が補助要件を満たすために接続している地域間幹線バス系統、鉄軌道駅、海港又は空港について記載する。

(9) 関係市町村名欄

当該系統が通っている全ての関係市町村名を記載する。

(10) 備考欄

R6地域内フィーダー系統確保維持計画に掲載した系統

→R6計画掲載

R6以降の新規系統

→新規

**生活交通路線維持対策事業(広域生活交通路線)に係る収支改善計画報告表(策定)**

収支改善計画報告表については、表(1)に掲載する全ての系統について作成する。記載については、次の資料を参考とすること。

- ・生活交通路線の確保維持に係る補助対象路線の運行の効率化等に向けた北海道としての取組みの実施について  
(平成24年3月26日付け 総合政策部新幹線・交通企画局地域交通課長通知)